

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和7年10月2日
市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3262号及び第3263号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3262号では、公立大学法人横浜市立大学が行った保有個人情報不訂正決定は妥当であると判断しています。

答申第3263号では、横浜市長が行った不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「①人事情報（特定年度）②シニア・レジデント名簿の写し（特定年度）」の不訂正決定に対する審査請求についての答申

【答申第3262号】

(2) 「下倉田町、上倉田町、舞岡町に居住し、町内会・自治会に加入している外国人の人数及び世帯数のわかる行政文書（平成26年から令和5年度分）」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3263号】

2 質問までの経過等

| 答申番号 | 開示等請求日 | 決定通知日 | 審査請求日 | 質問日 | 請求者 | 実施機関 |
|------|------------|-----------|----------|-----------|-----|--------------|
| 3262 | 令和5年12月27日 | 令和6年1月16日 | 令和6年4月1日 | 令和6年5月1日 | 個人 | 公立大学法人横浜市立大学 |
| 3263 | 令和6年4月8日 | 令和6年4月22日 | 令和6年5月2日 | 令和6年5月31日 | 個人 | 市長 |

3 対象保有個人情報（対象行政文書）、原処分の決定内容、審査会の結論

| 答申番号 | 対象保有個人情報 (対象行政文書) | 原処分の決定内容・主な理由(概要) | 審査会の結論 |
|------|--|---|--------|
| 3262 | 「①人事情報（特定年度）②シニア・レジデント名簿の写し（特定年度）」（以下「本件保有個人情報」という。） | 保有個人情報不訂正 不訂正 (本件訂正請求に係る保有個人情報について、調査の結果、当該保有個人情報に事実と異なる部分はなく、訂正を行う理由があると認められないため) | 原処分妥当 |
| | | 不開示 | |

| 答申番号 | 対象保有個人情報 (対象行政文書) | 原処分の決定内容・主な理由(概要) | 審査会の結論 |
|------|---|--|--------|
| 3263 | 「下倉田町、上倉田町、舞岡町に居住し、町内会・自治会に加入している外国人の人数及び世帯数のわかる行政文書（平成26年度から令和5年度分）」（以下「本件審査請求文書」という。） | <p>不存在</p> <p>（当該開示請求に係る行政文書について、自治会に対して、外国人の加入者数（世帯数）の調査は行っていないことから、保有していないため）</p> | 原処分妥当 |

4 審査会の判断の要旨

| 答申番号 | 判断の要旨 |
|------|--|
| 3262 | <p>《横浜市立大学附属病院の医師等の採用及び人事管理に係る事務について》</p> <p>横浜市立大学附属病院医学・病院統括部職員課人事担当（以下「人事担当」という。）では、横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センターに勤務する医師等の採用や人事管理に関する事務を行っている。</p> <p>人事担当では、採用された医師等の応募申込書及び履歴書を基に人事情報を管理し、名簿を作成している。</p> <p>なお、シニア・レジデント及び指導診療医の採用条件は、それぞれ横浜市立大学附属病院シニア・レジデント設置規則（平成19年4月施行）及び横浜市立大学附属病院診療医設置規則（平成19年4月施行）で定めている。</p> <p>採用された医師等の応募申請書及び履歴書を基に人事情報管理し、名簿を作成している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人に係る特定年度の人事情報及び特定年月日4時点のシニア・レジデント名簿である。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第90条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正・・・を請求することができる。」と規定している。</p> <p>イ 訂正請求については、自己を本人とする保有個人情報の内容に「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものであり、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばない。</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人が別途保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものである。</p> <p>そして、審査請求人が訂正を求める人事情報の臨職職務及びシニア・レジデント名簿の記載は、審査請求人の実施機関における職位を記載したものであり、また、実施機関においては、医師免許取得後、3年目から5年目までの医師をシニア・レジデント、医師免許取得後6年目以降の医師を指導診療医として採用する運用をしていることから、訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。</p> <p>ウ 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、その結果どのように訂正すべきと考えているのかについて、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。</p> <p>(ア) 本件では、確かに審査請求人の採用に当たって指導診療医の採用書類が送付されているほか、雇用契約書兼労働条件通知書に、横浜市立大学附属病院シニア・レジデント設置規則が記載されておらず、指導診療医の採用条件を定める横浜市立大学附属病院診療医設置規則が記載されている。</p> <p>また、特定年月日2現在の指導診療医名簿に審査請求人の氏名が記載されており、特定年月日3現在の勤務先別名簿及びローテーション表にも審査請求人は指導診療医として記載されている。</p> |

| 答申番号 | 判断の要旨 |
|------|---|
| | <p>このように、実施機関において、審査請求人が指導診療医の職位にあったかのような記載が一部見られたことは確かである。</p> <p>(イ) そこで、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 実施機関においては、例外なく医師免許取得後、3年目から5年目までの医師をシニア・レジデント、医師免許取得後6年目以降の医師を指導診療医として採用する運用であるところ、審査請求人は医師免許取得が医学部卒業から3年後の特定年月1であり、医師の経歴としては、特定年月日2現在で3年目に当たるから、実施機関においては客観的にはシニア・レジデントとしての採用となる。 b 実施機関の求人募集はシニア・レジデントの募集であり、審査請求人は、シニア・レジデント用の応募申請書及び履歴書を実施機関に送付し、実施機関もシニア・レジデントとしての採用に係る面接を特定年月日5に行って採用を決めている。なお、実施機関においては、当該面接につき、「特定年度 シニア・レジデント採用にかかる面接試験評定票」との記載がある審査請求人の当時の面接評定票の写しが存在する。 c また、特定年月日4現在のシニア・レジデント名簿に審査請求人の氏名が記載されており、実施機関は、特定年月2及び特定年月3に、審査請求人に対して職位が「シニア・レジデント」であることを説明している。審査請求人に指導診療医の採用書類が送付されたこと及び雇用契約書兼労働条件通知書に指導診療医の採用条件を定める横浜市立大学附属病院診療医設置規則が記載されていたこと等は、特定年月日2時点で、審査請求人は医学部卒業後6年目であったことから医師免許取得6年目であると誤認したことが原因である。 d 実施機関においては、審査請求人を指導診療医として勧誘したとの事実は一切なく、シニア・レジデントと指導診療医とでは給与等の待遇及び診療業務の内容における違いはなく、審査請求人が指導診療医でなければできない診療業務を行っていた事情はなく、審査請求人についての賃金台帳及び給与明細書等には職位が分かる記載はない。 <p>エ このような事情からすれば、実施機関において、審査請求人がシニア・レジデントの職位にあったことを覆すまでの事実及び審査請求人が指導診療医の職位にあった事実は認められなかった。</p> <p>さらに、実施機関においてはシニア・レジデントと指導診療医とでは給与等の待遇及び診療業務の内容における違いはなく、また、審査請求人が指導診療医であったかシニア・レジデントであったかによって、審査請求人の経歴等に客観的に見て不利益な影響を与えるものとは認められないから、本件保有個人情報を訂正する理由及び要件も見当たらぬ。</p> <p>オ したがって、実施機関において、審査請求人がシニア・レジデントの職位にあったことは、事実でないと認めるることはできず、本件保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないと認められる。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p> |
| 3263 | <p>《自治会町内会役員現況届等に係る事務について》</p> <p>自治会町内会とはそれぞれの地域に起こる問題を解決し、地域住民相互の親睦を図るために組織された、自主的・民主的な任意団体である。横浜市は、自治会町内会に対し、多くの情報を提供するとともに、地域の自主的な活動を支援するための事務を行っている。</p> <p>戸塚区自治会町内会役員現況届は、横浜市が、毎年度、戸塚区内の各自治会町内会の役員や加入世帯数、広報紙等の配布部数や届出先を確認するため、戸塚区が各自治会町内会に対し提出を依頼しているもので、その提出先は戸塚区地域振興課となっている。</p> <p>戸塚区自治会町内会役員現況届の提出を依頼するに当たっては、公益上又は当該自治会町内会にとって必要と認められる場合には、自治会町内会の代表者の氏名等の情報を第三者からの問合せに対して提供することを前提としており、自治会町内会の名称、代表者の氏名等の情報は、地域振興課において戸塚区自治会町内会名簿にとりまとめて閲覧に供している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、下倉田町、上倉田町、舞岡町に居住し、町</p> |

| 答申番号 | 判断の要旨 |
|------|---|
| | <p>内会・自治会に加入している外国人の人数及び世帯数の分かる行政文書（平成26年度から令和5年度分）と解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 実施機関においては、「民生委員等からの、外国人の生活者の人数を得た記録」は作成も取得もしておらず、保有していない。</p> <p>(イ) 実施機関では、「国勢調査で生活している居住者に外国人も含まれていた調査を行い、各町単位に外国人の数も収集した記録」については作成も取得もしておらず、保有していない。</p> <p>また、「賃金を支払って自治会・町内会の者が調査書を配布して回収した結果、外国人の世帯、人数を公表している文書及び記録」についても、実施機関ではそのような調査を実施していないため、当該文書及び記録は作成も取得もしておらず、保有していない。</p> <p>(ウ) 下倉田町のアパートに居住する外国人で町内会に加入している人数、世帯数等が分かる文書及び記録に関して、審査請求人は、下倉田町のアパートに居住する外国人及び日本人は町内会に加入することを要件にアパートの賃貸借ができる取り決めがあるので、町内会で外国人の人数の記録も保有していると主張する。</p> <p>しかし、自治会町内会は任意の団体であり、実施機関としては下倉田町のアパートに居住する外国人及び日本人は町内会に加入することを要件にアパートの賃貸借ができる取り決めがあるとの事実は把握していないため、下倉田町のアパートに居住する外国人で町内会に加入している人数、世帯数等が分かる文書及び記録は作成も取得もしておらず、保有していない。</p> <p>(エ) 住民基本台帳法に基づき作成される住民票において自治会町内会への加入の有無が分かるような記載部分はない。</p> <p>イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> |

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 法令（抜粋）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（訂正請求権）

第90条何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 1 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- 2 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

（第2項及び第3項省略）

（訂正請求に対する措置）

第93条 (第1項省略)

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (平成12年2月横浜市条例第1号)

(開示請求に対する決定等)

第10条 (第1項省略)

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

| |
|----------------------------------|
| お問合せ先 |
| 市民局市民情報課長 平賀 匠生 Tel 045-671-3881 |